

## 特別遺族弔慰金・特別葬祭料請求に係る認定等について（お知らせ）

平成 18 年 5 月 26 日（金）  
独立行政法人 環境再生保全機構  
石綿健康被害救済部（044-520-9508）  
部 長 上河原 献二  
課 長 岡本 昇  
調 査 役 斎藤 隆  
課 長 松木正幸

独立行政法人環境再生保全機構では、石綿による健康被害の救済に関する法律により、石綿による健康被害を受けた者及び遺族に対して、医療費等の救済給付を支給するために、認定及び救済給付の支給等業務を行っております。

その初回として、64 名の方々について特別遺族弔慰金等の認定等を行いました。

なお、認定申請・特別遺族弔慰金等請求書受付件数について、取りまとめを行いました。

### 1. 認定対象者

今回は、おおよそ 3 月中に機構本部に特別遺族弔慰金等の請求書が到着した事案の中から、所要の確認を終えたの方々について、認定を行いました。

### 2. 認定結果

認定者数 64 名（別紙 1 参照）

### 3. 認定申請・特別遺族弔慰金等請求書受付状況

独立行政法人環境再生保全機構本部で、4 月末までに受け付けた認定申請者及び特別遺族弔慰金等請求者について、疾病ごと、給付内容ごと（認定申請関係又は特別遺族弔慰金等関係）に整理し、都道府県別申請者・請求者数を取りまとめました（別紙 2 参照）。

### 参考

#### ○石綿による健康被害の救済に関する法律

（特別遺族弔慰金等にかかる認定等）

第 22 条 機構は、特別遺族弔慰金等の支給を受けようとする者の請求に基づき、当該支給を受ける権利の認定を行い、当該認定を受けた者に対し、特別遺族弔慰金等を支給する。

2 前項に特別遺族弔慰金等の支給の請求は、施行日から 3 年を経過したときは、することができない。